

寄居町浄化槽設置整備事業

【補助金交付申請】 【浄化槽施工管理】 の手引き

[令和6年度]

【寄居町】

生活環境エコタウン課 環境保全班

TEL : 048-581-2121 内線223、224
FAX : 048-581-7531

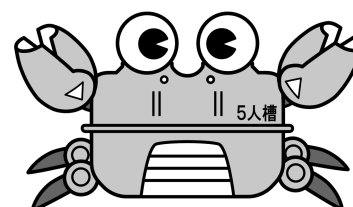
総 目 次

補助金交付申請の手引き		
◎	補助金交付申請から補助金交付までの流れ	P1
1	浄化槽設置整備事業（補助対象工事）の種類	P3
2	補助金申請者の要件	P3
3	補助対象となる区域	P3
4	補助対象とならない浄化槽設置工事	P4
5	補助金額	P4
6	困難工事に関する事前照会	P4
7	補助金交付申請書の作成・提出	P5
8	交付決定通知の発送（工事の着手）	P6
9	交付決定内容に変更が生じた場合	P6
10	着工前報告・施工段階における町の確認（中間確認）	P6
11	施工段階における写真管理	P7
12	実績報告書の作成・提出	P7
13	完成確認	P8
14	請求書の提出及び補助金交付	P8
15	浄化槽の適正な維持管理の継続について	P8
16	寄居町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	P9
17	寄居町浄化槽設置指導要綱	P12
18	寄居町浄化槽法施行細則	P14
様 式 集		
確認表	補助金申請書類確認表 1（浄化槽工事業者と工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき）	P15
確認表	補助金申請書類確認表 2（リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき）	P16
確認表	工事着工前報告書・中間確認立会連絡票	P17
確認表	実績報告書類確認表 1（浄化槽工事業者と工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき）	P18
確認表	実績報告書類確認表 2（リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき）	P19
確認表	工事写真チェックリスト（その1）	P20
確認表	工事写真チェックリスト（その2）	P21
確認表	浄化槽施工検査表	P22
様式	浄化槽設置整備事業困難工事前照会申請書 [交付要綱 様式第1号]	P23
様式	浄化槽設置整備事業困難工事承認・不承認決定通知書 [交付要綱 様式第2号]	P24
様式	浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 [交付要綱 様式第3号]	P25
様式	浄化槽設置に係る誓約書 [交付要綱 様式第4号]	P26
様式	浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書 [交付要綱 様式第5号]	P27
様式	浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書 [交付要綱 様式第6号]	P28
様式	浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 [交付要綱 様式第7号]	P29
様式	浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）通知書 [交付要綱 様式第8号]	P30
様式	浄化槽設置整備事業実績報告書 [交付要綱 様式第9号]	P31

様式集(続き)

様式	浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書 [交付要綱 様式第10号]	P32
様式	浄化槽設置整備事業補助金交付請求書 [交付要綱 様式第11号]	P33
様式	浄化槽転換工事費【申請・実績】報告書 (参考様式1-1 3枚中1~3枚目)	P34 ~36
様式	浄化槽転換工事に関する証明書 (参考様式2)	P37
様式	工事請負契約書 (参考様式3)	P38
様式	浄化槽転換工事に関する《精算》証明書 (参考様式4)	P39
様式	浄化槽設置届出書 [浄化槽法施行細則 様式第1号]	P40
様式	浄化槽変更届出書 [浄化槽法施行細則 様式第2号]	P41
様式	浄化槽使用開始報告書 [浄化槽法施行細則 様式第3号]	P42
様式	浄化槽技術管理者変更報告書 [浄化槽法施行細則 様式第4号]	P43
様式	浄化槽管理者変更報告書 [浄化槽法施行細則 様式第5号]	P44
様式	浄化槽使用廃止届出書 [浄化槽法施行細則 様式第6号]	P45
様式	浄化槽使用休止届出書 [浄化槽法施行細則 様式第7号]	P46
様式	浄化槽使用再開届出書 [浄化槽法施行細則 様式第8号]	P47

排水の浄化に活躍！ 浄かに君



令和5年度以降の留意点

- 1 補助対象から「新設」を廃止
令和5年度から、寄居町浄化槽設置整備事業補助金の補助対象を「転換」のみとし、「新設」への補助は廃止しました。
- 2 「困難工事費」に係る補助区分を新設
合併処理浄化槽への転換工事を行うにあたり、敷地が狭小のため機械作業ができない場合や、浄化槽処理水の放流先までの距離が20mを超える場合など、一般的な転換工事に比べて工事費が高額となる場合に上乗せ補助を実施します。事前に町に照会してください。
- 3 補助金交付申請に係る様式の押印廃止
ご提出いただく浄化槽設置整備事業補助金交付申請書や誓約書、変更（中止・廃止）承認申請書等、一部の書類について、申請者の押印が不要となりました。